

## イヤホンガイド機器レンタル約款

お客様は株式会社 JTB ビジネストラנסフォーム(以下「当社」という。)のイヤホンガイド機器(以下「イヤホンガイドクリボ」という。)のレンタルサービス(以下「レンタル」という。)利用に際し、下記約款条項についてご承諾頂くものとします。

### 1. (契約の成立)

イヤホンガイドクリボは当社が本レンタル約款に基づいてお客様にお貸しするものです。お客様からお申込書をいただいた後、当社から受注確認書をメール送付させていただいた場合に、お客様と当社との間のレンタル契約が成立するものとします。

### 2. (約款の適用)

本レンタル約款は、お客様と当社との間のレンタル契約について別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用されます。

### 3. (約款の変更)

当社は当社の判断により、本レンタル約款の変更をすることができるものとし、お客様はあらかじめこれを承諾するものとします。

### 4. (レンタルの期間)

レンタル期間は、以下に定めるレンタル開始日からレンタル終了日までとします。このレンタル期間の日数がレンタル料金の基準となる日数となります。

#### (1)指定空港カウンターでのお受け取り・ご返却の場合

レンタル開始日：受取指定空港カウンターでお客様がイヤホンガイドクリボをお受け取りになった日

レンタル終了日：返却指定空港カウンターでお客様がイヤホンガイドクリボをご返却された日

#### (2)指定場所への宅配送付・返却の場合

レンタル開始日：イヤホンガイドクリボをご利用になる初日

レンタル終了日：イヤホンガイドクリボのご利用が終了した日

### 5. (レンタル物件の引渡し)

イヤホンガイドクリボの納品日はご利用日の前日、もしくは前々日とします。それ以前の納品をご希望の場合は当社規定の料金をいただきます。

#### 6. (延長レンタル)

レンタル期間を延長される場合は、必ずレンタル期間内に当社にご連絡下さい。当社の承諾がない限り、延長はできません。当社の承諾により、レンタル期間が延長となった場合は当社規定の延長料金をいただきます。

#### 7. (レンタル料金)

レンタル料金は当社ホームページに記載の通りとします。

#### 8. (レンタル物件の支払い)

レンタル料金のお支払いは、下記の通りといたします。

- (1) 料金は受注確認書の送付をもってご案内とさせていただき、ご請求書を発行させていただきます。
- (2) 料金は前払いとし、当社指定口座にお振り込みください。イヤホンガイドクリボは当社にて入金確認後のお渡しとします。当社指定期日までにお支払がない場合は、たとえご利用開始日を過ぎたとしてもイヤホンガイドクリボのお渡しはいたしません。

#### 9. (レンタルの追加料金/緊急料金)

レンタルお申込到着日時によりましては、次の緊急料金が別途発生致します。

※お申込書到着とは当社にお申込書のメールが到着した日時を指します。

※営業日とは土日・祝日及び当社休業日を除いた営業日の営業時間内を指します。

##### 【緊急料金】

お申込到着が納品日の 4 営業日前 17:00 以降～3 営業日前 17:00 まで	レンタル料 20%
お申込書着が納品日の 3 営業日前 17:00 以降～2 営業日前 17:00 まで	レンタル料 30%
お申込書着が納品日の 2 営業日前 17:00 以降～1 営業日前 12:00 まで	レンタル料 50%

#### 10. (レンタルの取消し/キャンセル料金)

レンタルお申込後のキャンセル料金は、レンタル開始日の 4 営業日前までは無料です。それ以降は次の料金が適用されますのでご注意ください。

※営業日とは土日・祝日及び当社休業日を除いた営業日の営業時間内を指します。

※イヤホンガイドクリボが工場から出荷済の場合は規定のキャンセル料金と共に返却宅配料もご負担頂きます。

##### 【キャンセル料金】

レンタル開始日の 3 営業日前のキャンセル	・・・ 1 日分のレンタル料と同額
レンタル開始日の 2 営業日前以降のキャンセル	・・・ 全額 (※未使用で当日中にご返却頂いた場合は 1 日分のレンタル料と同額)

#### 11. (レンタルの前倒し返却)

レンタル終了予定日より前に返却された場合は、キャンセルしたものと取り扱わせていただき、差額の返金及びご請求の減額はいたしません。

※レンタル終了予定日とは申込書に記載されたレンタルご利用終了日を指します。

#### 12. (お客様の責任)

当社のお客様に対し、レンタル開始日においてイヤホンガイドクリボが正常な性能を有していることのみ担保しますが、お客様の使用目的の適合性については責任を負わないものとします。なお、レンタル開始日から2日以内にイヤホンガイドクリボの性能の不備等について連絡がなかった場合には、イヤホンガイドクリボは正常な性能を有している状態でお客様に引き渡されたものとします。

#### 13. (お客様の責任)

お客様によるイヤホンガイドクリボの使用、保管等によって生じた事故の被害または第三者に与えた損害については、当社は責任を負いません。

#### 14. (当社の責任)

当社の故意または重過失による場合を除き、当社が負担する損害賠償額は、お客様のレンタル料金を限度とします。

#### 15. (お客様によるレンタル物件の使用保管)

イヤホンガイドクリボは取扱説明書に従った正しい用法でご使用ください。使用・保管については十分な注意をお願いいたします。

#### 16. (レンタル物件の譲渡などの禁止)

お客様は、イヤホンガイドクリボ(ソフトウェアを含む。)について、第三者への譲渡、担保権・使用权の設定、複製、分解、変更又は改作をしてはならないものとします。

#### 17. (レンタル物件の紛失、盗難、破損等)

当社へのイヤホンガイドクリボ返却に際し、明らかに通常以上に機器が損耗し修理を必要とする場合は修理代金に相当する金額、またはイヤホンガイドクリボ受信機1台あたり8,000円(税込8,800円)、送信機1台あたり15,000円(税込16,500円)をいただきます。

#### 18. (レンタル物件の紛失、盗難、破損等)

イヤホンガイドクリボの紛失、盗難、破損、水没または何らかの事由により当社に返却できなかった場合は、返却不能のご連絡をいただいた日までのレンタル料金のほかイヤホンガ

イドクリボ受信機 1 台あたり 8,000 円 (税込 8,800 円)、送信機 1 台あたり 15,000 円(税込 16,500 円)をいただきます。

#### 19. (契約の解除)

お客様が以下の事由に該当する場合、当社は特別の通知、催告なしに、レンタル契約を解除できるものとします。この場合、お客様には直ちにイヤホンガイドクリボを返却していただきます。この場合には、上記のレンタル期間の定めにかかわらず、返却されたイヤホンガイドクリボが当社に到着する日までの間のレンタル料金相当額及びお客様の違反により当社が被った損害をお支払いいただきます。

- ①本レンタル約款の条項のいずれかに違反したとき
- ②レンタル料金その他当社に対する債務の履行を遅滞したとき
- ③支払いを停止、又は手形・小切手を不渡りにしたとき
- ④保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申立てがあったとき
- ⑤事業を休廃止、解散、死亡し若しくは制限行為能力者となったとき、又はその信用を喪失したとき
- ⑥故意又は重大な過失により、イヤホンガイドクリボに修理不能の損害を与え、又は滅失したとき

#### 20. (契約の解除)

当社がお申込を受けたあとでも、当社所定の信用調査の結果、イヤホンガイドクリボをお貸しできないこともありますので、あらかじめご了承ください。

#### 21. (契約の解除)

当社は、お客様が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、レンタル契約を解除することができるものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

#### 22. (契約の解除による免責)

当社が 19.20.21.23 の規定によりレンタル契約を解除した場合には、お客様に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。

### 23. (反社会的勢力の関係排除等)

当社は、お客様が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものをいう。以下同じ）に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、レンタル契約を解除することができるものとします。

- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

### 24. (管轄裁判所の合意)

レンタル契約に関するお客様との紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目23番14号

ダイハツ・ニッセイ池袋ビル6階

TEL: 03-5396-8079 MAIL: [iyahon@jbn.jtb.jp](mailto:iyahon@jbn.jtb.jp) (イヤホンガイドクリボ担当)

株式会社 JTB ビジネストラנסフォーム